

令和4年度

第2回ふじさわ人権協議会

2022年7月11日（月）

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

○事務局（作井） 皆様、改めましてこんにちは。定刻になりましたので、第2回ふじさわ人権協議会を開催したいと思います。本日は、お忙しい中、また暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、令和4年度第2回ふじさわ人権協議会を開催させていただきたいと思います。人権男女共同平和国際課の作井と申します。よろしくお願いいたします。本日につきましては、コロナ対策のため、会議時間につきましては1時間半程度を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日、森委員と岸本委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、小原委員につきましては、少し遅れてご出席いただけるというご連絡をいただいております。今回につきましてもオブザーバーといたしまして、今年度、この指針改定に関するコンサル担当業務を担っていただく株式会社サーベイリサーチセンターの職員の方が同席しておりますことをお知らせいたします。また、前回の第1回の時に所用により欠席しておりましたが、今回、事務局として出席しております猪野課長補佐が、初めてこの席に同席させていただきますので、一言ご挨拶させていただきます。

○事務局（猪野） 人権男女共同平和国際課の猪野と申します。普段は男女共同参画および平和推進事業の方を担当させていただいておりますが、今回につきましては、大きな人権指針の改定ということもありますので、一緒に参画いたしまして、事務を取り扱っていきたいと思います。まだ勉強不足の部分のところもあるかと思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（作井） それでは、会議を進めます。会議の成立につきましてはふじさわ人権協議会要綱第7条の規定に定める半数以上の委員の出席が認められておりますので、この会議が成立しておりますことを申し添えさせていただきます。次に、会議の公開・非公開についてお諮りいたします。本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議は、市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。ふじさわ人権協議会におきましても、公開を原則として運営して参りたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（作井） ご異議がありませんので、ふじさわ人権協議会は公開といたします。また、本日、傍聴の方はいらっしゃいませんので、このまま会議を進めさせてい

たきます。また、今回、会議の記録を作成する関係上、こちら録音させていただいているのですけれども、音がかなり聞こえづらいということもありまして、今回からマイクを使用させていただくことになりました。ご発言いただく時には、職員がマイクをお届けいたしますので、マイクを使ってご発言くださいますようによろしく願いいたします。それでは、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第、裏側が委員名簿になっているものです。資料1といたしまして、「藤沢市人権に関する市民意識調査」の単純集計表の速報値。資料2といたしまして、「(仮称)ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」の素案の3つになります。資料送付の時にお知らせいたしましたとおり、こちらの素案につきましては、スケジュールの関係で、本日の協議会で、素案のたたき台についてご指示をいただいて、この後、1か月くらいのお時間で皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、ここからの議事進行につきましては、ふじさわ人権協議会要綱第5条第2項に従いまして、片岡会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○片岡会長 はい。片岡でございます。本日も暑い中、皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。前回もお話しましたウクライナでは、相変わらず戦争が続いていて、戦火がやまず、そして、この間、日本では、元首相が銃弾に倒れるという悲惨な事件がございました。政治的な思想・信条が違って、あのような暴力を使つての行動というのは、民主主義を脅かすものであり、やはり人権的にも許せない行動だと思っております。こういった暴力で物事を訴えるようなことがない社会作りに向けて、私たちも何かできることがあれば、努力していきたいと思っております。よろしく願いいたします。さて、今日は、結構盛りだくさんといえますか、特に人権指針についての検討にお時間がかかると思っておりますので、進行にご協力ください。まず、お名前、名札をこちらにちょっと傾けて見せていただけますか。それから、今回はマイクを使いますので、ご発言の際は、挙手をしてください。それに対して、私が指名をいたします。マイクが回ってきてから、ご発言ください。よろしく願いいたします。早速ですが、議題の1「藤沢市人権に関する市民意識調査の調査結果について」事務局をお願いいたします。

○事務局(中村) 人権男女共同平和国際課の中村です。よろしく願いいたします。では、資料1をご用意ください。こちらの藤沢市人権に関する市民意識調査は、2022年4月14日現在、市内のお住まいの満18歳以上の方、3,060人

を対象に、5月9日から5月31日までの間、実施したものです。調査票は郵送により配布し、回収は郵送とオンラインで行いました。回答内容につきましては現在も分析を行っていただいておりますので、資料1は単純集計表、速報値と思っております。選択肢の「その他」の回答の内容や、自由記述欄へのご意見の記載内容については、まだ集計中ですので、資料1には掲載しておりませんが、最終報告書には、掲載の予定です。資料1の表紙の表をご覧くださいますと、今回の調査で配布した調査票3,060件のうち、回収数は1,349件、そのうち紙による回収が943件、オンラインによる回収が406件、回収率は全体で44.1%となっております。前回の2014年の調査では、紙による回収のみで、回収率は43.5%でした。今回の方が少し上回っておりますが、ほぼ同程度の回収率となっております。また、外国語版の調査票を英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語の5か国語で作成し、調査票を発送する際にそのご案内を同封いたしましたところ、スペイン語が1件、ポルトガル語が2件、合わせて3件の送付希望がありました。それでは、単純集計結果について、少し説明させていただきます。表紙をめくっていただき、1ページ目にお進みいただきますと、各設問の集計表になります。こちらの数値の見方ですけれども、2段になっているうち、上の段が回答数、下の段が構成比となっております。各設問で回答のなかった方は、無回答として集計されております。選択肢の並び順は、調査票の選択肢と同じ並び順となっております。今回の調査では、前回の調査とは設問や選択肢の異なるものも多くありましたので、今からお伝えする前回調査との比較は、参考としてお聞きいただければと思います。まず、問1から問8は、人権についての意識・考えについての設問になります。1ページ目の上段、左から3つ目の問3「人権意識の高まりについて」。こちらの設問の内容は、「身近な社会で10年前に比べ、人権意識が高まっていると思いますか」という設問です。「高まっていると思う」、「どちらかといえば高まっていると思う」と回答した人が合わせて69.2%で、前回の55.6%より13.6ポイント増加しています。「どちらかといえば高まっているとは思わない」、「高まっているとは思わない」と回答した人は、合わせて11.8%で、前回の27.9%より16.1ポイント減少しております。前回調査時よりも人権意識が高まっていると感じている方が増えたことが伺えます。その右隣の問4「自分の人権侵害について」。「今までにご自分の人権を侵害されたと思ったことがありますか」では、

「ある」と回答した人が35.9%で、前回の28%より7.9ポイント増加しています。一方「ない」と回答した人は61.4%で、前回の69.9%より8.5ポイント減少しています。次に3ページにお進みいただきますと、今回新たに設けた「新型コロナウイルス感染症と人権」についての設問になります。上段左端の問9「新型コロナウイルス感染症と人権の関係について」。「新型コロナに関する様々な事柄は、私たちを取り巻く人権問題と関係があると思いますか」では「とても関係があると思う」「どちらかと言えば関係があると思う」と回答した人が合わせて68.1%、「どちらかと言えば関係がないと思う」「全く関係がないと思う」と回答した人は合わせて24.3%となっています。次に9ページへお進みいただきまして、ヘイトスピーチについてになります。下段の右側、問27「ヘイトスピーチへの考え」。「ヘイトスピーチについてどのように思いますか」という設問には、多い順に「許されない行為で絶対にやめるべきだと思う」が56.3%、「わからない」が15.6%、「許されない行為であるが、共感するところもある」が15.1%となっています。次に12ページにお進みいただきまして、セクシュアル・マイノリティについて、上段の右側、問32というのがございます。「家族からセクシュアル・マイノリティであることを告白された場合、理解者になることができますか」では、「できると思う」50.9%、「わからない」が41.7%となっています。また、下段左側の問33「親しい人、近所の方や友人などが、何かのきっかけでセクシュアル・マイノリティであることがわかった場合、あるいはセクシュアル・マイノリティであることを告白された場合どうしますか」では「これまでと同じように付き合いと思う」が75.9%となっています。最後に、今回の調査では、初めの問1で「人権と聞いてどのように感じますか」と尋ねており、また、アンケートの最後に改めて同じ質問をしています。最後の質問は48で、22ページの下段の右側になります。アンケートの回答前と回答後で見られた差としましては、「大切なことで自分にも関係があると感じる」と回答した人は、アンケート回答前は78.7%、回答後は74.3%で4.4ポイント減少しています。「大切なことだが難しくよくわからない」と回答した人は、回答前は11.1%、回答後は14.2%で3.1ポイント増加しています。アンケートに回答していくうちに、人権のことは難しくよくわからないと思われた方もいらっしゃるようです。一口に「人権」といっても、範囲が広いので、わかりにくい部分もあるのだなと改め

て思いました。私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○片岡会長 はい。事務局ありがとうございました。ただいまのご説明で、私の方から質問が1つあるのですが、よろしいでしょうか。最後の23ページに、回答者の基本属性が書かれているのですが、年齢的な偏りが少し気になっておりまして、配布の時はどうだったのかというデータはお持ちでしょうか。つまり3,060件のデータと、回答者のデータの差というのは、おわかりですか。

○事務局（中村） そうですね。ちょっと男性と女性と抽出した時の数が分かれていますけれども、18歳から19歳の男性が37人、女性が32人。20歳から29歳までの男性198人、女性が175人。

○片岡会長 これは%で出ていませんか。全体3,060人中の何%で出ていませんか。年齢だとしたら19歳以下、20歳から29歳。この表にある状態で教えていただければ。おわかりにならなかったら後でも結構です。後ほど、ご回答ください。他に、市民意識調査の結果について、ご質問、ご意見等ありましたら、挙手をお願いします。

（梁川委員挙手）

○片岡会長 はい、梁川委員、どうぞ。

○梁川委員 細かい分析は、まだこれからということですので、本当に単純な数値の概要だけを見ての感想という形になってしまうのですが、このアンケートを回答した方々が、人権に対してどう捉えているかと考えた時に、その情報をどこで得ているのかというのが、1つの大きなポイントになると思います。テレビとかいわれるマスコミ等で情報を収集している年代層と、それから若い世代で多いと言われているインターネット等で得られている層とによっては、若干回答が変わってくるという傾向が見られるのかなという気がしています。ただ、現状の中では、まだそれを読み取ることは難しいかな。少し気になったことは、1つは問4にあるように、自分の人権侵害があるかないかという部分と、その裏返しに、問6で他人の人権侵害があるかないかという部分は、若干数値の変更というのがあるのでしょうか。私の経験で言うと、高齢者ほど、あまり人権侵害をしているという意識がないのではという気がします。まあ、これは偏見かもしれませんが。そういう傾向、つまり、自分の生きてきた人生の中で、それが当たり前だと思っている部分については、あまり人権侵害という捉え方ができない部分というものもある。そんな感じがあります。そういう問題を考えていった時に、例

えば問46「インクルーシブ藤沢の認知」、それから問34「藤沢市パートナーシップ宣誓制度の認知」というのは、「どちらも知らない」という数値が非常に高いですよ。これは当然、マスコミ等が全国的に取り上げるという部分が若干はあるにしても、藤沢市としての広報という意味では、おそらく広報誌に、この制度ができたときに載った。あとは年に1回、2回行われる市民向けの研修の中で、たまたま聞いた人が知っている、というぐらいのレベルなのかなという感想を持っています。ですので、この辺りは、今後の分析ということと合わせて、藤沢市が人権文化をはぐくむまちづくりという話に繋がるのですが、どういうふうにアピールしていくのか、どういうふうに市民にそういう情報をうまく伝えていくのか、私の場合は、広報はもちろん見ますけれども、あと藤沢市のネットで見られる情報サイトがありますよね。あれを時々見させていただいているのですが、そういう部分で、特に若い人たちにネットというか、そういうものでの情報発信を働きかけるようなことは、重要なのかなと思います。以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。他にご質問、ご意見ありませんか。

(星野委員挙手)

○片岡会長 はい、星野委員。

○星野委員 今のことに少し関係しているのですが、やはりパートナーシップ制度の認知度は、他の自治体においても、かなり低いです。パートナーシップ制度について、当事者向けだけではなくて、やはり一般市民に向けて、「こういうことを行政がやっています」と知らせることが、やはり行政が認めているという意思表示になってきますので、非常に意義がありますので、広報等に力を入れていただければと思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見、ご質問等いかがでしょうか。よろしいですか。これは最終的な報告書はいつ出るようになりますか。

○事務局（作井） 8月24日に全ての集計が終わったものが、お示しできる予定になっております。

○片岡会長 はい、その報告書は各委員にご郵送いただけるのでしょうか。

○事務局（作井） そうですね、届き次第、お届けできると思います。

○片岡会長 よろしく願いいたします。

(戸高委員挙手)

○片岡会長 はい、戸高委員どうぞ。

○戸高委員 これは、数字が出てきたものを、クロス集計などされる見込みなのでしょうか。年齢など、その辺のクロス集計があった方がいいかなと思います。よろしくをお願いします。

○片岡会長 事務局、もちろんクロス集計しますよね。

○事務局（中村） はい、する予定です。

○片岡会長 よろしいでしょうか。他にありますか。では、議題1を終了いたします。議題2に参ります。藤沢市人権施策推進指針の改定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（作井） それでは、引き続き資料2に沿ってご説明をさせていただきます。

「（仮称）ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針【素案】」というふうになっておりますけれども、まず、開いてすぐの目次のところから一部抜けておまして、第2章のところなのですが、上から順番に「基本理念」「基本目標」「課題やニーズの把握」「人権教育・人権啓発の推進」とありまして、5番に今、「パートナーシップによる取組」というふうに書いてあるのですが、ここ5番に「相談支援の充実」というものが入っていたのですが、それが抜けてしましまして、5番が「相談支援の充実」で、「パートナーシップによる取組」は6番になります。この後、本編に入っていくのですが、そこでもタイトルが抜けてしまっていますので、また、そこでお話をさせていただきます。申し訳ありませんでした。こちらについても、前回、簡単にご説明しましたが、現行の指針との変更点といたしましては、今回ですね、今の指針については、職員に向けたガイドラインであったところを、広く市民や企業など、多様な主体と取り込む姿勢を示すものということで、誰にもわかりやすい表現の使用を心掛けるようにと市長からオーダーをいただいておりますけれども、実際、見ていただいておわかりになるかと思うのですが、なかなかわかりやすい表現というところできていない部分がありますので、これから直していこうと思っているところです。皆様のご意見もいただきたいと思っております。あと、SDGsですとか、総合指針や新たな人権課題を踏まえたものとするということ、あとは、前段にもお話がありましたけれども、インクルーシブ藤沢ですとか、市民の方になかなか浸透していないような藤沢の目標としているもの、SDGsの取組もそうなのですから、その辺りは、人権文化をはぐくむまちづくり指針を見ていただいたことで、市民の意識が変わるような、そういった市民意識の改革を進められるような指針にし

てほしいという声を受けて作成をしているものであります。章立てといたしましては、第1章から第4章までと、巻末に参考資料という形になっておりまして、内容は見ていただいたとおりなのですが、簡単にご説明しますと、第2章のところであげている基本理念、基本目標が3つの目標、ひとつ抜けておりましたけれども、4つの取組ということで、課題やニーズの把握をして、それに基づいて必要な啓発を行い、足りない部分については、相談支援ですとか、そういったところで補いながら、協働パートナーシップによって取組を進めていくという繋がりのあるような4つの取組で、これを推進していくという作りになっています。ですので、4つの取組というのが、全てのこの後出てくる人権課題の分野別の課題の施策の方向性のところで、この4つの取組に合致する内容をそれぞれあげていくというような作りになっています。第3章のところ、分野別の課題が11個の課題とさまざまな人権ということで複合的な記載になったものの1つになっていて、こちらの分野別課題については、基本的には、関係各課にヒアリングを行いまして、意見を踏まえて作成をしているものでありますけれども、中には、こちらの方である程度作成をして、これから見ていただいて修正をするという部分もございます。最後、目次のところが第5章となっておりますけれども、これが第4章です。「人権施策の推進に向けて」ということで庁内の推進体制ですとかを掲載して、最後、巻末に資料編をつける予定ですが、今、素案の段階では資料編の作成がまだ追いついておりませんので、ここは空欄になっております。で、今お話しをした相談支援の充実が抜けてしまっている部分なのですが、これが11ページです。11ページの下のところ「パートナーシップによる取組」と記載しているところが、「相談支援の充実」というものが、ここに書いてあることは「相談支援の充実」のことが書いてありまして、12ページに入った一番上の「その周知も重要です。」というところまでが、「相談支援の充実」なのですが、その後が続いている「本市のあらゆる施策や事業は」という書き出しは「パートナーシップによる取組」のことに触れておりますので、この間に「6パートナーシップによる取組」が入るという形になります。修正をさせていただきますので、この場では、ご説明だけさせていただきます。ざっとの説明なのですが、この後のスケジュールも簡単にご説明させていただきますと、こちらで皆さんに見ていただいたものを、この場で全部意見を出していただくというのは、なかなか難しいと思いますので、日にちとしては、1か月ぐらい、8月1

2日（金）までに、皆様から「ここをこうしたほうが良いのではないか」「記載が誤っている」とかご指摘がいろいろとあると思いますので、今日はもちろんこの場でご意見をいただくのですが、それ以外の細かいところについては、8月12日までにデータを修正したいと思いますので、メールなどでご意見をいただければと思います。同じように、人権の連絡会の関係課のほうにも、8月12日の締め切りでご意見をいただきまして、その結果を踏まえたものを、8月末までに作成して、全庁に投げていくという。ですので、9月の中旬ぐらいに、いったん皆様からご意見をいただいたものですか、庁内の意見をいただいたものが素案としてでき上がる予定です。今、これは素案のたたき台のような状態になっていますので、その素案のまとめたものを、皆様にお見せするようになると思うのですが、その素案のまとめたもので、10月初めに協議会を開催させていただいて、そこでもご意見をいただいた後に、パブリックコメントをかけていきます。パブリックコメントが終わってから、議会の方に報告を出して、パブリックコメントの意見を反映させた最終案を1月の協議会で皆様にお示しをするという形ですので、協議会の流れとしては、この後は10月の素案のまとめをしたものと、11月のパブリックコメントの意見を反映させた最終案と、1月の最終の議会に出すものの最終確認ということで、あと残り3か月で仕上げていくという流れで予定をしておりますので、ざっとした説明で申し訳ないのですが、以上になります。よろしく願いいたします。

○片岡会長 はい。事務局ありがとうございました。今の事務局のご説明に対するご質問等ありますか。よろしいですか。では、順番に検討していきたいと思います。まず表紙からいきましょう。タイトルは、どうですか。この間、確か深田委員から何かご意見が出たと思うのですけれども。現在、仮称ですが「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」。タイトルについてご意見ありませんか。

（深田委員挙手）

○片岡会長 はい、深田委員、どうぞ。

○深田委員 たぶん、広く市民に広げていこうということで、今までとは違った柔らかい感じのタイトルを考えたと思うのですが、1つ引かかるのが、「まちづくりの指針」というのと、「人権指針」というのは、必ずしも同じではないのではないかなという気がしています。やわらかいタイトルでありながら、今までのものを引き継ぐような、何か文言が入っているほうがわかりやすいのではないかな

というふうに思いました。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見ありますか。片岡からですが、私もちょっとこれを見た時に、「まちづくり指針」、建築課とかなんか開発関係の課が出しているような感じがしてしまったのですね、まちづくりは必ずしもいらぬのではないかと。例えば考えてみたのですけれど、「人権文化をはぐくむ藤沢指針」でもいいのではないかと。藤沢という文字を後に持ってきても構わないのではないかと思いました。ちょっと長すぎるので、ベターなものをもう一度検討していただけると良いかと思ひます。よろしいでしょうか。はい。目次は先ほどご説明がありましたので、飛ばして第1章にまいります。とりあえず第1章の4ページ、5ページ辺りで、ご意見がありましたらお願いいたします。

(宮原委員挙手)

○片岡会長 はい、宮原委員、お願いします。

○宮原委員 4ページ中段の「藤沢市人権施策推進指針について」の中に「「人権文化」を育むまちづくり」とあります。そして、5ページの最初の■の下から3行目あたり「人権文化をはぐくむまちづくり」とあるのですが、こちらは人権文化にかぎ括弧がないし、「はぐくむ」がひらがなとなっていますので、この辺はやはり統一性を。タイトルが「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」とありますが、これはやはり統一すべきではないか。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。私から1つ、いいですか。1の「人権とは」のところで、「あなたは「人権」と聞いて、どのように感じますか。人権とは、「わたしたちが自分らしく幸せに生きるための権利で、」とあるのですけれども、これは、どこからかの引用ですか。

○事務局(作井) そうですね。これは具体的に全てをどこからというわけではなくて、いろいろなところからの引用と言ひますか、寄せ集めた感じにはなっています。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。基本的なものは、やはりきちんと押さえていなければいけないと私は思ひておひまして、人権施策をなぜ市がしているかという、まず世界人権宣言があつて、日本国憲法があるからなのですね。その他のいろいろな法律がありますが、これがベースになっているので、これをやはりきちんと押さえないと、何に則つて市が施策を進めているのかがわからない。なので、言葉をやさしく説明してくださるのはとてもいいのですけれども、もし

何かからの引用だとしたら、必ずその引用源を書きいただきたいですし、この下に人権宣言と憲法の説明があるのですが、これを上にもっていった方がいいと思うのですね。それで憲法について13条だけ取り上げられているのですが、11条とか14条とか97条はどうするのだと思うのですが、前回の指針では11条、14条、97条を載せているのですね。なので、こここのところも少しご検討いただければありがたいです。何か皆様からご意見ありますか、4ページに関して。よろしいですか。では、5ページに参ります。5ページでご意見ありますか。よろしいでしょうか。片岡から参ります。上の「人権指針改定にあたっての趣旨と背景」なのですけれども、最初の文章がややこしいですね。市のことが全く書かれてないのですよ。この改定にあたっての背景について。藤沢市ではどうだったのかっていうことを。社会情勢全体について書かれているだけで、市のことが書かれていないので、もう少し市のことがあってもいいのではないかと思いました。あと、この最初の文章が少しややこしくて、「人権を取り巻く社会情勢は」で始まっている文章ですが、これを後に持って行って「2016年3月の人権指針改定からこれまでの間に、人権を取り巻く社会情勢が大きく変化し」とこう来るのではないかなと思います。最後の段落、今の趣旨と背景なのですけれども、「このような状況をふまえ、あらためて人権文化をはぐくむまちづくりの理念を」と急に市の話にきてしまっているのです。ですので、ここに「市民意識の変化として調査の一部を載せる」とあるのですが、もう少し藤沢市の指針なので、市のことについても触れてください。他に、皆さん、ないですか。5ページで。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい、深田委員、お願いします。

○深田委員 このページだけではなくて、この後もそうなのですけれども、所々で用語の解説を入れていただいているとは思いますが、例えば5ページだと「インクルーシブデザイン」とかですね、一般の市民の方にも広く読んでいただくということであれば、こういうカタカナの用語とか、アルファベットの頭文字の略語ですとか、やはり必要なものは説明をしておかないと、わかりづらいのではないかなと思います。それから、4ページの、2の上から2行目ですが「身近なところから少しでも人権課題をなくすように」というのは、これは「人権侵害をなくすように」とかというのはどうですかね。

○片岡会長 これは、この文章が、前の指針の中にあっただけです。

○深田委員 「人権課題をなくす」というのは、しっくりこない、違和感があります。

「人権侵害をなくす」とかということでしたらと感じました。以上です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他に5ページについて。細かいところなどは、それぞれが事務局の方へ出していただく形にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。はい、よろしいでしょうか。では、6ページに参ります。6ページのこの表について、ご意見ありますか。片岡から参ります。2020年までしかありません。それで国内と国外しかなくて市のことが全く書かれていません。もし、入れるのでしたら、例えばこのジェンダー平等プランの後ろの方にも確か、年表がこういうふうにありますので、最近の動向だけ入れても、例えばパートナーシップ条例とか、市でも重要なものが入っていると思うのですね。そういったものを入れ込んで、文字をもう少し小さくされてもよろしいのではないかと思います。あと、今年5月に女性支援の新法が成立しました。そういう最新の法なども入れ込まれてはいかがかと思ひます。皆様方のご意見いかがでしょうか。よろしいですか。では、7ページに参ります。7ページの「指針の位置付け」、「インクルーシブ藤沢」について。

(宮部委員挙手)

○片岡会長 はい、宮部委員、お願いします。

○宮部委員 私は、「インクルーシブ藤沢」というのが、難しい言葉なのではないかと思ひます。市民意識調査でも「インクルーシブ藤沢」を全く知らない方が、すごく大勢いらっしゃいましたよね。神奈川県では「ともに生きる社会」という言葉があるからカタカナでなくても、「ともに生きる藤沢」とかにすると、すごくわかりやすいのではないかと思ひます。そうしたら、みんな「あっ、そうか」とピンとくるのではないかという気がするのですが、今から変えられるものかどうかがわからないのですが。

○片岡会長 これは、総合指針にそう書かれてしまっているのですよね。

○事務局(作井) はい。今、お話が片岡会長からありましたけれども、図の藤沢市の中央にある「藤沢市市政運営の総合指針2024」というもので、「サステナブル藤沢」、「スマート藤沢」、「インクルーシブ藤沢」という3つの柱というふうになっておりまして、ただ、なかなかそれが市民に浸透していないというところも問題視はしているという状況ではあります。ですので、これを読んだ方になるべく「インクルーシブ藤沢」というものを実現してもらおうというのも、指針

の目標の1つに掲げられている状態です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。他に7ページについてありますか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員、お願いします。

○梁川委員 下の段の「インクルーシブ藤沢」の説明文のところですけども、いつ策定しましたというのが、年月みたいなものがあった方が読む方にしてみれば、わかりがいいかなという印象を持ちます。ご検討ください。

○片岡会長 はい。事務局、総合推進はいつできましたか。

○事務局(作井) 総合指針2024ということで、2024年に向けてということになっておりまして、策定をしたのは2021年、去年です。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にありますか。では、8ページに参ります。第2章です。「基本理念」と「基本目標」。次にもう1回、10ページにもまた出てくるのですが、とりあえずこの2ページで、いかがでしょうか。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい、深田委員、お願いします。

○深田委員 基本理念のところの最初の文章ですが、「「人権文化」とは、～人権が文化として根づいた状態のことです。」というのがちょっと主語との関係に違和感があるかなと思いますので、ここは、もう少し文章を練られた方がいいかなと思いました。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。文章の細かいところは、この前にも練られていないところがあるのでしょうか。主語と述語が一致してないところは結構ありますので、もう一度見直してください。他にご意見ありますか。

(宮原委員挙手)

○片岡会長 はい、宮原委員。

○宮原委員 言葉のことで、後で、私どもが言わんとしている細かい部分は、その時にしますけれども、基本理念の中に、ざっと9行ぐらいの文章ですよ。その中に、例えば「人権を尊重する」が3回、「人権を尊重する」、「人権を尊重しながら」、「人権尊重」、合わせて人権尊重というのが6回も出てくる。これは如何なものかと思いますね。それから、そもそもこれは、人権の尊重のために作るわけですから、人権尊重というのは絶対にあるのですから、この短い間にこれだ

けというのは如何なものかと思います。細かいことは後で指摘しますけれども、他には、わずか9行に「根付いた」と「根付くように」という表現がある。それから「理念を理解し」と「基本理念」。だぶるような言い方は極力避けるように努力をしていただきたい。最も基本的な部分ですけれどもね。では、どうしたらよいかというのは、この文章をもとに後で、私どもに細かく指摘をとということが来た時に、具体的に私はこう思うと言います。基本的なことをこの場で言うておきたいと思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。いろいろなものを短いスペースに入れ込もうとしすぎたのかと思うのですけれども、もう1回、文章はブラッシュアップしてください。他に何かありますか。それでは10ページ、11ページに参ります。この10ページのところというのは、全体を示した図かと思うのですが。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員、どうぞ。

○梁川委員 10ページのこの共通施策の下の項目のところですが、前回もそうだったと思うのですが、タイトルの部分は同和のところ、部落差別のところが、表記が、「部落差別(同和問題)」になっていたり、ここでは「同和問題(部落差別)」になっていたりとか、まだ混在しているような気がするので、目次どおりにするのであれば、ここは訂正していただいたほうがよいかと思いました。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。

○梁川委員 もう1つ、11ページでよろしいですか。事務局がご苦労されて作られているので、あまり細かいことは言いたくないと思いつつも、読む方の身になった時のこととして、例えば、真ん中の「人権教育」、後段のところ「教育機関では～」のところ「人権教育を推進するとともに、教職員が実践的な指導力を身につけられるよう」と2つのことを1つの文章で語っています。続いて、「人権啓発」のところでも同様に「考える力を養うとともに」というような、いわゆる2つのことを1つの文章として長文化して表示されると、読む方としては、後段のところを理解すると、前段の部分が希薄になるという感じがするので、これは句点で一回切っていただいて、簡潔に書かれた方が、読む方としては、1つひとつの課題が見えやすいのかなという気がします。これは、後での資料等のところにも関連してくるかもしれないのですけれども、「人権教育」の一行目のところに「人権教育について、生活の基盤である家庭や地域の人権意識を向上するた

め、学習機会の提供に努めます」と、これは例示として出てくるところの市の取組としても相談機関を云々という表記はいっぱい出てくるのですけれど、できることなら、市としては、具体的に何々をどうして学習機会の提供を行うというような、もう少し具体的な内容が盛り込まれるとありがたいかなという印象を持ちました。以上です。

○片岡会長 確かに、対象が違う人の主語が1つの文章に入るとわかりにくいかと思います。ちょっと私から質問なのですが、今回、3章で分かれる各分野について共通施策として4つあげているということなのですが、この4つをあげられた理由をお聞かせいただきたいのですが。これが現実的にしていることだからなのでしょうかね。というのは、私は、人権施策の基本というのは、救済擁護と啓発だと思っているのですね。これは相談支援だけで救済が入ってないというか、すごく救済の部分が弱い。現実的には、県なりとパートナーシップを結んだ上で事業を進められているのは、重々存じ上げていますが、やはり人権侵害された人たちの救済について、きちんと書かないのは人権指針としてまずいのではないかと思いました。それと、これは、第3章の方を後で見ればわかるのですけれど、4本立てをしたのだけれども、例えば、相談支援の充実にも何も書かれていない欄も多く、それぞれ4本立てしたものの内容が、非常に薄い例がたくさんあるので、無理やりこの4本立てをここに書かなければいけないのか、あるいは第3章の各部に書かなければいけないのか。もう一度検討していただいた方がよろしいのではないかと思います。以上です。他に皆様方はありませんか。この10ページ、11ページ。よろしいですか。はい。それでは12ページ、13ページに参ります。市の役割とか、それぞれの役割について。いわゆるこのパートナーシップによる取組について、書かれている部分なのですけれども。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 1つは先ほどご意見が出たのと同じことなのですけれども、「企業の役割」のところのカタカナの「ステークホルダー」、「サプライヤー」という表記がありますけれど、一般の方が読むということになると、こういう言葉に対しても、やはり補足的な表記が必要だろうというふうに思います。もう1点は、前回も少し触れたのですけれども、成人年齢の引き下げに伴う18歳、いわゆる高校生年齢の方に対する取組という部分で、最後の12ページのところで「大学の役割と

取組」というのがあるのですけれども、従前は20歳、大学、大学の教育関係の人の役割ということで、受け取っているのですけれども、この高校生年齢という人も対象と考えていくということになった時に、大学だけでいいのか、高校と入れるべきなのか、あるいは、その他教育機関というふうに表記した方がいいのかということをご検討いただければと思っています。以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。実は同じ課で作っているジェンダープランの方にも似たような表記が出てくるので、そこから引っ張られたところがあるのかと思いますが、やはり藤沢市に大学があるから、こういう書き方になったのでしょうか。これは「高等教育・研究機関」とかに変えてはどうでしょうかね。教育機関だけではなくて研究機関でもあるので。それから、「企業の役割と取組」も、例えば企業だけではなくて、半官半民とかも含めてなのではないでしょうかから、例えば「民間団体」とか、もう少し幅広いものにしてもいいかなと思いました。あと、「市民活動団体」の方も、ここで市民活動団体とは何というのがわかりにくいので、ジェンダープランの方にあるように、NPOだとかNGOだとか、具体的にもう少し言葉を入れていった方がいいかと思います。皆様いかがでしょうか。13ページまで。よろしいですか。では、14ページ以降、第3章に参ります。これは第3章なので、まず最初がジェンダーなのですが、この第3章について、全体の作り方について、まずご意見を伺いましょうか。章別になっています。各章ごとに、構成は「現状」があって、「本市での主な取組」があって「課題」があって、「施策の方向性」という作りになっています。この作り方については、いかがでしょうか。ご意見ありませんか。片岡からよろしいでしょうか。「現状」と「課題」というのは、もともとの形を踏襲されたものだと思います。それで、ただ表の書き方が「本市での主な取組」と「施策の方向性」の表が全く同じなので、すごくわかりにくいというか、この2つの関係は何なのか迷ってしまう。この「本市での主な取組」というのは、本市でのこれまでやってきた取組のことなのですか。これからもやる取組ですか。

○事務局（作井） 「本市での主な取組」というのは、現在、本市で行っている取組ということで、現行の指針でいうところの「施策の方向性」のところにあげられているものが、ここの「本市での主な取組」というところに入ってきています。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。「施策の方向性」については先ほども指摘しましたが、ここは文章が多くて読みにくいのです。これからやることに対

しては、箇条書きでもいいのではないかと思います。こんな施策、こんな政策というようにチェックマークが入れるような□で箇条書きにしても構わないので、今後の施策については、もう少しわかりやすい形に書いていただけないでしょうかというお願いが1つと、このSDGsのゴールとの関係が、突然ここにポンと出てくるので、これは例えば、タイトル脇、3章の「ジェンダー平等社会に向けて」とか「子どもの人権を尊重するために」とか、タイトルの右脇が空いているので、そこに載せるというのはどうでしょう。その分、もし必要があれば、それぞれの項目について、書くスペースがそれで増えるのではないかと思います。それで、まず1の「ジェンダー平等社会に向けて」ご意見ありませんか。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい。深田委員お願いします。

○深田委員 1つは、他の課題のところでもそうなのですが、「本市での主な取組」の右側の欄が空欄になっているところがありますが、ここは何か書かれた方が、何もやっていないように思われてしまうのではないかなという心配が1つ。それから、前回、いろいろ議論があって、多分、セクシュアル・マイノリティもここに入っているということなのだろうと思うのですが、市民意識調査で、セクシュアル・マイノリティについて項目を1つ掲げて、いろいろ意識調査をされているのですが、今回のこの指針からは、その言葉がごっそり抜けているので、その辺はどういうふうに扱われるのかを伺いたしたいと思います。

○片岡会長 はい。事務局お願いいたします。

○事務局(猪野) 「ジェンダー平等社会に向けて」のところですね、セクシュアル・マイノリティの記述を含めたことについてのご指摘かと思うのですが、基本的には、ジェンダー平等プランに合わせた形で、包括的に多様な性を尊重する社会づくりというところを含めて、この「ジェンダー」という言葉の中にまとめさせていただいております。もう少し記述のところをはっきりさせていく必要があるというご指摘については、対応していきたいと思います。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。私からも意見を言わせてください。現状の部分、一番下の「「ふじさわジェンダー平等プラン2030」の重点目標の1つに多様な性を尊重する社会づくりを掲げています。」云々からがセクシュアル・マイノリティの記述。課題の最後の2行がセクシュアル・マイノリティの関連の記述かなと思いました。SOGIについての説明がされていないので、これ

も必要かなと思いますが、「現状」についても「課題」についても、大きく2つのことがあると言っていると思うのです。1つは、女性の地位の低さです。女性の地位の低さと人権問題について、もう1つはセクシュアル・マイノリティについて、ジェンダー平等社会を目指す中で課題は大きく2つあるよと。この前、確かこの協議会でもう1つ出たのが、男性の生きにくさの問題だったと思うのです。もう1つ出てきているよということで、それぞれの課題を1、2、3ときちんとわかるように書いていただきたいなと思います。そうでないと、べったりして何が課題で、何が現状なのか、何がこれから進んでいく方向なのかわかりにくいので、書き方を工夫していただければ。書き方というのは、文章という意味だけではないのですよ。例えば、括弧でタイトル的に「何とかについて」みたいな見出しを作るとか、太字にするとか、そういった工夫で、何がそれぞれの分野で課題なのか、誰が見ても一目瞭然の形にしていきたいと思いました。他にありますか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい。梁川委員お願いします。

○梁川委員 2つお願いします。1つ目は14ページ中段、「藤沢市パートナーシップ宣誓制度を2021年から開始しています」ということなのですが、先ほどのアンケートで認知度が非常に低いという結果が出ております。たまたま次の16ページのところに余白がたくさんあるので、ここに先ほどの「インクルーシブ藤沢」のように説明文等を書かれたらよろしいのではないかとというのが1点です。それから、この後たくさん出てくるのですが、「本市での主な取組」の具体例で空白になっているところは、今後、埋まってくるということでしょうか。今の段階では、まだ文面が入っていないということですか。特に7番「災害時におけるジェンダー平等」というのは、たまたま、私は防災関係でボランティアをやっているもので、関心が高いところなので、具体例があげられるとありがたいと思います。

○片岡会長 はい。事務局これは埋まってくるのですよね。

○事務局(猪野) こちらですね、作成の関係で保管管理に関わるところが、まだ作られてないところがありまして抜けておりますが、今後、埋まっていく予定です。あと、先ほどご指摘いただいた用語の説明ですが、巻末にするのか、もしくは、この下のところに入れていくのかということは、議論してあります。

○片岡会長 スペースがある限り、同じページに入れた方がわかりやすいと思います。  
いちいち別のページをめくるのは、面倒だと思います。いかがでしょうか皆さん。

賛成。（委員頷く）

○片岡会長 はい、ありがとうございます。

○事務局（猪野） そのような形で進めたいと思います。

○片岡会長 では、ジェンダーのところ細かいところは、あるかもしれないのですが、他に皆さんご意見がありましたら、事務局の方へ直接ということで、よろしくお願ひいたします。「2 子どもの人権を尊重するために」に参ります。ここで何かご意見ありますか。

（梁川委員挙手）

○片岡会長 はい、梁川委員、お願いします。

○梁川委員 先ほどの質問に続けて同じになります。「本市での主な取組」のところの特に子どもに関する問題の場合、もっと具体的なものがあつたらいいかなという思いがありますので、もし可能であればということになりますけれど、2番の場合には、いわゆる学校評議員というような言い方をするところもありますが、「学校運営協議会設置校が2026年までに全校設置予定」と非常に具体的な表記がされて、取組がわかりやすいですね。これに対して、例えば3番目の「藤沢の支援教育の推進」ですと、設置、対応ということで、「派遣」と書いてあるのだけれども、現状としては、全校に派遣できる体制になっているのかとか、必要に応じて市では、今、何名のカウンセラーなり、ソーシャルワーカーがいるのかというのが、具体的に見える形で出てくると、非常にわかりやすいかなという感じを持っています。ですので、これを参考にして、可能な範囲で対応していただければと思っています。以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。取組について、出来るだけ具体的に書いていただくということで、よろしいでしょうか。

（事務局（作井）挙手）

○片岡会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（作井） 先ほど片岡会長からもお話のありました、この「本市での主な取組」という表と後の「施策の方向性」の表が同じで少しわかりづらいというご意見があつたかと思うのですが、事務局としても「本市での主な取組」を表で書いた方が見やすいのか、文章にした方がいいのかということで、文章にする

と長くなってしまうので、こういう形の方がいいのかなということで、今こういう形になっているのですけれども、今のこの状態のまま直していく形でいいかどうかというのを、ご意見としていただければと思ひまして。

- 片岡会長 はい。今のは「本市での主な取組」と「施策の方向性」両方とも似たような表になっていますが、これはどうしたものかというお話ですが、私は先ほど意見として申し上げましたのは、そもそも「施策の方向性」というのは、4本立てでこういう形で全部書かなければいけないのかどうか。特に「相談支援の充実」は、きっとどこもみんな同じ書き方になるのだろうなと想像しているので、私は、ただ単にスペースの無駄だと思っています。それだったら、もっと他に書くことがあるのではないか。あるいは、今、課題には強弱があると思うのですね。今、特に課題になっていることと、伝統的な課題と。存在しているけれども、そんなに今のところひどい人権侵害になっていない課題とか、いろいろな温度差があると思うのです。そういう中で、例えば取組に関しても、「ここに特に力を入れています」、「こんなことをやっています」というのを言える部分と、「ここはあまり力入れてない」と言いにくい部分というのがあると思うのですね。具体的に入れられるところは、コラムみたいにして書き込んでもいいのだと思うのですよ。一般人に見せるわけですよ。藤沢市ではこんな取組をしています、というようなインクルーシブ藤沢についての説明みたいに、あるいはSDGsの説明みたいに、こういうふうになっているのですよということをまとめて書けば一章、一章ごとに同じ作りで無理やり全部埋める必要はないと思っています。皆さんご意見いかがでしょうか。

(深田委員挙手)

- 片岡会長 はい、深田委員。
- 深田委員 今、会長が言われたことの繰り返しになってしまうかもしれませんが、これを最初読んでいる時に、この「本市での主な取組」と「施策の方向性」というのは、タイトルも同じものがあつたりするせいもあるのだと思うのですが、どう違うのかは、よくわからなかったもので、二重で同じことを言っているようなところも見受けられたような気がするもので、少しその辺を整理された方がいいような気がしました。
- 片岡会長 はい、ありがとうございます。他にご意見いかがですか。では、「子どもについて」は、とりあえずよろしいでしょうか。何か細かい表記とかご意見が

あったら、直接事務局の方へということをお願いいたします。20ページ「3高齢者」に参ります。いかがでしょうかご意見。宮部委員。

○宮部委員 特に意見はないのですが、SDGsとの関係で「質の高い教育をみんなに」が入っているのですが、なぜ高齢者にも教育が入っているのかなと思ったりです。

○片岡会長 ここは、結構本文が熱心に書かれていますよね。市について書かれている部分も多いのですよ、他の施策に比べて。なんか分野によって温度差があるなと思いませんか。ジェンダーのことなんかポロっとしか書かれていないのに、こんなに熱心に書かれている。先ほど得意、不得意はあると申し上げましたけれど、何かもう少し工夫があるかなとも思いました。他に何かありますか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 「本市での主な取組」なのですけれども、9番の「バリアフリー社会」と11番の「地域共生社会の推進」の具体的なところに、最後のところで「総合的な推進」という書き方がされているのですけれども、「総合的な推進」というと、すごく漠然とした捉え方になると思うのですね。具体的にということから言えば、この「総合的な」という言葉を取り除いて、そのまま前段の「まちづくりの推進」とか、「地域福祉の推進」ということで、具体性はとれるのかなというふうに思って、逆に「総合的」と言うと、散漫になってしまっただけで「総合的」とは何ですかと聞きたくなってしまうと、大元に話が戻っていくということで、ここはいかがでしょうかということ、ご検討ください。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。23ページまでで、他にご意見ありますか。よろしいでしょうか。次の分野に進みます。「障がい者」です。戸高委員いかがですか。

○戸高委員 「現状」のところ、障害者基本法や差別解消法を並べているのだけど、虐待防止法、障がいの虐待というのは結構後から出てきているところで。下の「主な取組」の中に虐待が入っている。上段の文章の中にも入るべきかなというのは思っています。上の2011年に障害者基本法、2016年に差別解消法があるのです。虐待防止法というのをこの中に。障がいに対する虐待防止法というのは、高齢とか児童とかにはあるのですけれども、結構後から出てくるもので、なかなかそれが出てこなかったというのがあるので、そこの中に虐待を入れるべ

きだと思えます。

○片岡会長 ありがとうございます。他に。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 「本市の主な取組」の「就労支援体制の充実」、「パラスポーツの推進」、「バリアフリー社会」というところでは、具体例が書かれるかと思うのですが、たまたま25ページに、コラム欄があるものですから、いわゆる法定雇用率について表記していただく部分があるとありがたいかなということで、具体的に昨年3月だったか、新しい法定雇用率になっていて、市、国、県とかは2.6%の雇用率ということになっているのだけど、実情としてはどうなのかということがあると、藤沢市の取組の具体例というのがすごくわかりやすいかなという気がしました。それからもう1つ、これは、たまたまなのですけれども、分庁舎のレストランに障がい者施設が運営していますとありまして、これを読んでお昼を食べてきました。ということで、地域の施設あるいは特別支援学校を卒業した方々が働いているということも、もう少し宣伝してもいいのかなという気がしました。以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。片岡からの意見です。分庁舎のレストランの話はとてもいいお話なのですけれども、課題ではないだろうと思いました。何かコラムにうまくトピックスとして取り上げていただいて、ちゃんと課題をあげてください。お願いします。あと「障がい者」に関して、どうでしょう、ご意見。よろしいですか。それでは「部落差別（同和問題）を解決するために」26、27ページに参ります。ご意見いかがでしょうか。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい。深田委員お願いします。

○深田委員 先ほど梁川委員からもご指摘がありましたが、この「部落差別（同和問題）」の書き方の統一をしていただきたいということと、1行目で「部落差別は日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別で～」ということは、これ自体は確かにそうなのですが、明治の解放令で身分制度というものは廃止になっていますので、それをここに1文入れた方がいいのかなと。今でも身分差別があるということと少し違うと思いますので。また具体的に、こういう書き方がいいのではないかなというのは、事務局にご提案をさせていただきたいと思えます。

○片岡会長 はい。よろしくお願いします。他にご意見ありますか。ここも課題の書き方がトピックス的に全部なっているのですけれど、何かトピックス的な書き方をして、きちんと課題を網羅できればいいのですけれど、ある例だけというのだと、やはり指針としては困るかなと思います。強弱がついてもいいのですけれども、きちんと全ての課題を網羅できるというか、ある程度一覧として形にしていただけないでしょうか。では次の6に参ります。よろしいでしょうか。「外国につながるのがある市民の人権を尊重するために」です。ご意見いかがですか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員、お願いします。

○梁川委員 言葉の使い方のところなのですけれども、市では「外国につながるのがある市民の」と表現されていて、現状として国では「外国人住民」という表記になっています。中段のところでは「本市では外国人市民が住んでいます」それで、その後にこれは国のことを指しているのだらうと思うのだけれど、再び「外国人住民が増えることが見込まれます」と。市の実態とつなげた表記になっていると「市民」と「住民」の使い分けということと、国の言っていることと市の言っていることの違いというのがわかりづらくなっているかなと思う。国で言っていることと市の言いたいことを使い分ける、書き分けるというのでしょうか、何かそういう工夫があると理解しやすいかなというふうに思いました。以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。藤沢市でも外国人の調査をしたと思うのですけれども、それが「多文化共生のまちづくり指針」は書かれているのですけれども、意識調査しましたよね。それが全く書かれていないですよね。

○事務局（作井） そうですね。意識調査は2007年の「まちづくり指針」の時からこの改定の前にしているはずです。

○片岡会長 もっと後にしませんでしたっけ。私の勘違いだったらごめんなさい。

○事務局（作井） 確認しますが、最近、市ではしていない状況です。

○片岡会長 はい。折角ですから今の時点でもいいので、藤沢市にはどんな方が住んでいるのかという現状をきちんと示してください。何圏の方がどれぐらいとか、学校でのその外国につながる子どもたちの割合とか、いろいろこういう問題があるとか、もう少し現状と課題の部分を具体的に書かれてはいかがでしょうか。他に皆さんご意見ありますか。よろしいですか。では、7に参ります。「患者の人権を尊重するために」ご意見ありますか。すみません、時間がないので片

岡が言います。前回指針の現状の人権施策推進指針を見ていただければわかるのですが、かなりこのところはトーンダウンしています。藤沢市は市民病院がありますので、きちんと市民病院ではどうかということを書かれてはどうでしょうか。もちろん市民病院からの回答を事務局としては待たなければならないのは重々承知ですが、前回よりトーンが下がらないことを願います。前回の指針ではもう少し具体的に、病院を持つ自治体として、当事者的に書かれていたはずですが。今書かれているものは患者の人権に関しても、世界人権宣言においてと日本国憲法に終始しており、ほぼ市のことについて書かれていません。感染症についても一般的な話だけで市のことが全く書かれていないのですね。藤沢市独自のやはり現状と課題をここは書くべきです。世界や国の話は皆さんニュースや新聞でもおわかりになるので、市の現状と課題をきちんと書き込んでください。よろしく願います。他にご意見ありますか。「8 ビジネスにおける人権尊重を進めるために」、32ページと33ページです。こちらご意見ありますか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員、願います。

○梁川委員 繰り返しです。32ページ(1)、(2)のところカタカナの専門用語「人権デュー・ディリジェンスの仕組み」、それから「ガバナンス」、「ダイバーシティ」。わかる人はわかるけれど、わからない人にはわからないということで、補足が必要かと思います。以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。カタカナ用語に対しては易しい言葉を使うか説明するか対応してください。他にご意見ありますか。これタイトルそのものなのですが、悩ましいところで、先ほど事務局ともお話ししました。ビジネスにおける人権尊重なのか、働く人の人権なのか、要するに企業だけではないですよ、人が働く場というのは。なので、要するに働く人の人権を言っていると思うので、もちろん企業活動も含めてですが、うまく両方網羅できるようなタイトルをつけていただけると、ありがたく存じます。次の分野に行っても大丈夫ですか。「9 犯罪被害者等の人権を尊重するために」に参ります。こちらご意見ありますか。35、36ページです。とりあえずよろしいですか。37ページ、38ページ、39ページ「生活困窮者の人権を尊重するために」に参ります。ご意見いかがでしょうか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい。梁川委員。

○梁川委員 「施策の方向性」39ページの3番「相談支援の充実」というところなのですけれども、生活困窮者のいろいろな記事などを読んでみると、いわゆる相談する術を知らないという事例が非常に多くあげられているかと思います。そういった意味の中でこの表記を読むと、例えば「相談支援の充実」の下の3行「市内を巡回し、窓口を案内し」という表現なのですけれども、この辺のところというのは、具体的にもっと踏み込んだ記述というのは、現状としてはできないのかなというふうに思っています。ですので、ここの部分だけではないのですが、他の項目でも一番、一般市民の方が知りたい、当事者もしくは家族の方々の相談支援の充実、相談窓口はどこなのということが具体的にわかることが重要なのかなと思っているので、ここに表記するだけの問題ではなくて、備考欄というか最後の方の資料欄のところに、より具体的なそういうものをあげていただくというような工夫をしていただきたいなと思います。多分、前回の指針の場合もそういう資料がついていたと思いますので、是非そういう形で、ここの問題については資料の何処を見れば、より具体的にわかるという工夫があれば、ありがたいと思います。以上です。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。片岡からです。どこの欄もだいたいそうなのですけれども、市がやっていることを「現状」で書いてある欄の文章がとても短いと思います。「現状」で国とか世界のことを書くのだったら、例えば、そこに小見出し付けて世界と国の状況と本市の状況みたいに分かるようにしてはどうでしょうか。ベタっと文章にあるとすごくわかりにくい。で、その割に「施策の方向性」とか「本市での主な取組」とか他の欄に比べて、ここはとてもよく書き込んであるので感心しました。どうなのでしょうね、こういう文章で書くのがいいのか、箇条書きで書く方がいいのかわからないですが、この生活困窮者のページぐらいの量があるとだいたい何が何をしているかわかりやすいなとは思いました。以上です。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 先ほどに加えての話なのですけれども、この3番の「相談支援の充実」の真ん中のところの3行目から4行目にかけてなのですけれども、「コミュニティソーシャルワーカーを13地区に配置しています」ということは、具体的に市民

センター等にいるという理解になるのですか。それとも、福祉関係の団体に委託しているのか、その辺のところ具体的にわかるとありがたいなというのと、あとその次に、「市役所直営の窓口相談」の「直営」という表現はいかがなものかなと思います。商売をやっているわけではなくて、サービスするわけですから、ちょっとこれは表現的にはまずいのではないかな。だから例えば「市役所内には相談窓口として」とかだったらわかるのですけれども、ちょっと「直営」というのは物を売るのではないのでしょうかと思いましたので、ご検討ください。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他にありますか。

(戸高委員挙手)

○片岡会長 戸高委員お願いします。

○戸高委員 片岡会長が言われたように、「現状」のところ国が大きく入って、市が少し入っているのですけれども、ここは生活困窮者に関しては39ページの中でいろんなことやっているのですよね。だから、なんかその辺りをやっていることをきちんと書いてほしいです。丁寧なことをやっているのだから、その辺のところをよりきちんと書いた方がいいかなと思います。コミュニティソーシャルワーカーに関しては、市が社協に委託して各地区に入っていて、市民センターの方に週1日か2日という形で展開しております。

○片岡会長 はい、解説ありがとうございます。ここの部分よろしいでしょうか。何かありましたら、事務局に直接ご意見をおっしゃってください。「11 インターネット上における人権を尊重するために」、40ページ、41ページ、42ページです。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい、深田委員。

○深田委員 神奈川県の方でインターネットのモニタリングをしていて、テーマはヘイトスピーチと部落問題というこの2つについては、藤沢市の方でも一定程度の情報提供を受けていると思うのですが、ネット上の差別、あるいは差別的な書き込みというのは、それ以外に様々な課題がありますので、神奈川人権センターとしては、各自治体をお願いをしているのですけれども、それぞれの担当課の職員の皆さんが、例えば女性差別、障がい者差別、あるいは性的少数者の差別などについて、藤沢市に関わりのある範囲で、ネット上でそういう差別的な発言がなされていないかということ、例えば週に1人30分とかでいいと思うのですが、

自分の自治体に関わって差別的な発信がされていないかということモニタリングするようなことを、ぜひこの機会にご検討いただいて、そういうことをしていくということであれば、取組の中にも書き込んでいただければと思います。今すぐ決まるということではないかもしれませんが、これを機会にご検討いただければと思います。

○片岡会長 ありがとうございます。他にご意見ありますか。片岡が気付いたことです。41ページの「課題」の書き方なのですけれども、1段落目の最後が「インターネット上での人権侵害が大きな問題となっています」と、すごく他人事の書き方をされていて、文章の最後が「人権を配慮した利用を心がけましょう」と呼びかけているのですね。これは啓発的な文章なのだと思うのですけれども、誰に向けて発信しているのか、この冊子全体を啓発的なものとして作るのか。要するに各章によっておそらく書いている人が違うのだと思うのです。だからトーンが異なるのですが、何かその辺り、「課題」はどういうふうを書くのか、「現状」はどういうふうを書くのか、もう少し統一性をとっていただけるとありがたいと思います。以上です。他に、皆様ご意見いかがでしょうか。「12 さまざまな人権を尊重するために」に参ります。43ページ、44ページ、45ページまでです。いかがでしょうか、ご意見。では片岡の意見です。いろいろな課題を書かれていて、本当に網羅していただいてありがとうございます。「市では」というところが全部、行替えしていないので、市として何をやっているのかがよくわかるように、市のところで行替えしてください。あと「国では」が非常に多くなっているので、ちょっと書き方を工夫して、なるべく市としての問題がわかるような形にいただけると助かります。あと、いろいろな問題がこの1つの、例えばトラフィッキングにしても、「人身取引」の中に「性的搾取」とか「強制労働」とかこういうキーワードが出てくると思うのですけれども、キーワードを太字にさせていただくとか、見やすくしていただけると助かります。他に皆様ご意見ありますか。45ページの「さまざまな人権課題」の最後の文章が3行ぐらいあるのですけれども、「複雑化・多様化し、これまでの枠組みでは対応できない課題もあり、そうした課題に適切に対応するために、実態把握に努め、人権意識の向上と、課題解決への取組を進めていく必要があります」という文章の意味がよくわからなかったのですけれども。一生懸命、全部いろいろなことを詰め込んだ文章なので、少しブラッシュアップしてください。よろしいですか。他にご意見、

3章の部分、よろしいですか。3章から5章に飛んでいますね。4章はどこにいったのでしょうかね。

○事務局（作井） すみません。目次のところからなのですけれども、2章が2つにわかれていたものを1つにしてしまったので、1章少なくなったのですが、それを修正していなくて、今、第4章ということになっています。

○片岡会長 では、46ページは4章ということなのですね。

○事務局（作井） はい。

○片岡会長 4章について何かありますか。「人権施策の推進に向けて」

（梁川委員挙手）

○片岡会長 はい、梁川委員、お願いします。

○梁川委員 冒頭のアンケートのところで申し上げましたように、情報発信という意味合いで言うと、啓発ということに関しては、広報しか、私にはイメージとしていないのですが、具体的に46ページの人権男女共同平等国際課が役割としている市民への情報発信、現状プラスアルファ、何か具体的なものがあるのだとすれば、そういうところをもう少し市民の方に「気付いてください」「目を向けてください」というアピールがあるような表記がどこかに載せられるといいのかなというふうに思います。以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。他にご意見ありますか。

（星野委員挙手）

○片岡会長 はい、星野委員。

○星野委員 「人権施策の推進体制」のところとか、あと「啓発」とか書いてあるのですけれども、何か実際に人権侵害を受けた場合のことを盛り込まなくていいのでしょうか。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。そうですね。人権侵害があった時は、どこにどうするのかということが全く書かれていませんよね。事務局、いかがでしょうか。

○事務局（作井） はい、申し訳ありません。今ご指摘いただいた内容については、足りない部分はできるようにしていきたいと思います。

○片岡会長 はい、よろしくお願いします。あと全体的な作りについてご意見ありませんか。片岡からいいですか。今の人権指針の最後の方に、法律および条約とか、主な人権に関する条約・年表とか、ふじさわ人権協議会についても出ていますけ

ど、いじめから守る条例とか、世界人権宣言とか、それから人権に配慮した表現という付録がついているのですね。人ってこれがあるだけで、この本を捨てなかったりするのですよ。この後ろの部分が便利だから。そのような工夫はとても大切だと思うので、入れてください。お願いします。

○事務局（作井） 今ご指摘いただいた、ここにあるものは全部残した方が良いですか。

○片岡会長 はい。と思います。「あれはどうだったかな」「なんていう言い方したらいいのかな」とか、例えば「手短などか言っちゃいけないのだな、では、なんていうふうに言い換えればいいのだろう」という時に「ここに確か書いてあった」と思うではないですか。そういった日常生活の中での、インプリンティングというのでしょうかね、意識付けが積み重なっていくことがやはり人権意識が高まっていくことにもつながりますので、それと、これをどこかにやってしまわないで、結構日常生活に役立つと使ってもらえるというツールにもなりますので、そういった作戦を練っていただいた方が良いかと思います。

○事務局（作井） 例えばですけれども、主な法令が年々出ているものと、あと分野別に書いているものがあるかと思うのですけれども、それはやはり両方残した方がよろしいですかね。

○片岡会長 どうでしょうね。皆さんのご意見聞きましょうか。

○事務局（作井） 今、この資料編のところに、意識調査の概要を少し載せようとしておまして、そうすると、今ここにあるものを全部載せるというよりも、どれかを削ってそこに載せるというようなことを考えていて、例えば、年表に書いてある法令が一覧に載っているものと同じであれば、どちらかを残そうかとかいうことを考えていたのですね。

○片岡会長 意識調査は、概要で載せるのですか。意識調査は、分厚い報告書があって、また概要版も作るのですよね。

○事務局（作井） そうですね。

○片岡会長 きっと圧倒的な人が報告書なり概要版を持っているわけですよね。そうしたら、別冊であればいいだけの話ではないですか。人権に関しては、この指針一冊しかないのですよ。意識調査は、別にあればよろしいのではないのでしょうか。

○事務局（作井） 調査の概要をここに載せることはしないで、単純に、今と同じような、人権に必要な情報をここに載せる。

○片岡会長 はい。必要箇所は、おそらくジェンダープランの時もそうだったように、内容に関連した調査結果をそれぞれの関連箇所に入れ込む。全体は確か入れ込んでいないですよ。

○事務局（猪野） 概略的なことは入れていまして、あとは、各重点目標のところにそれぞれの関係する調査の結果を入れているという形になっています。

○片岡会長 調査の質問票も入れてないですよ。

○事務局（猪野） 特に入れていません。

○片岡会長 はい。ということなので、同様な対処法でよろしいのではないのでしょうか。

○事務局（作井） わかりました。ありがとうございます。

○片岡会長 他に何かご意見ありますか。

（市川委員挙手）

○片岡会長 はい。市川委員。

○市川委員 そうですね。例えば、日本ではこういう形で、印刷して本になっていますよね。海外では、日本と少し違うところがあって、言葉、言語って生きているのですよね。なので、毎年流行っている言葉であったりとか、例えば、カタカナの言葉だったら、「こういう意味ですよ」と、最後にポイントとして豆知識みたいな感じで、カタカナの「インクルーシブ」とかどういう意味とか、漢字とか、そのようにしたら面白いかもしれませんという意見です。海外では、そういう英語の言葉から、「こういう新しい言葉になっているのですよ」とか「こういう味ですよ」とか、大体、本の中にそういう説明があるので、すごく便利だなと思います。

○片岡会長 最後の用語集。

○市川委員 そうです。例えば「インターナショナル」は、日本語では「国際」ですとかね。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。他にご意見ありますか。では、議題2については、これで終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。続きまして「その他」に参ります。委員の皆様から何かありますか。事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（中村） 事務局からは、特にございません。

（梁川委員挙手）

- 片岡会長 梁川委員、どうぞ。
- 梁川委員 2つありまして、1つは日程のことは、まだ具体的に決まっていないということですね。
- 片岡会長 日程については、この後、お話します。
- 梁川委員 あと1つは、いわゆる差別用語ではないというふうに言われていますけれども、最近使われていない「啓蒙啓発」という言葉のときに、「啓発活動」という表現が非常に多く使われていると思うのですが、逆に言うと「啓蒙」という言葉は差別ではないのだけど、あまり使わない。その辺ところの使い分けについて、具体的に知っている方がいらっしゃいましたら、後で教えてください。以上です。
- 片岡会長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。他にないようでしたらこれで閉会といたします。議事進行にご協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。
- 事務局（作井） 片岡会長、ありがとうございました。それでは事務連絡を担当の方からさせていただきます。
- 事務局（中村） はい。今後の協議会の開催スケジュールにつきましては、第3回協議会を10月5日（水）15時から、第4回は11月21日（月）15時から、最後の第5回は1月に予定しておりますが、こちらの日程はこれから調整をいたします。近くなりましたら、開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 事務局（作井） 本日はお忙しい中、ありがとうございました。以上で本日の会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。
- 全員 お疲れ様でした。

以 上